著作権研究（連載 43）

「著作者人格権」の危機

斉藤　博（弁護士）

最近、契約書やネット上の利用規約、写真コンテストの応募要項等に「著作者人格権不行使特約」への合意を強要するものが急速に目立つようになっています。この特約は予め著作者の人格権（公表権・氏名表示権・同一性保持権等）の行使を禁じ、著作物を自由に利用しようという大変身勝手な意図に基づいており、著作権法の根幹にも関わる重大な問題であり、当協会としても看過することはできません。ただ、不行使特約の有効性については、法律家による賛否両論がネット上で渦巻く状況で、裁判例がないため結論が出ていない問題でもあります。

今回の著作権研究は、著作者の権利を放棄させるような契約が本当に有効なのかを考え、緊急企画として「危機に瀕している著作者人格権」について弁護士・斉藤博氏に執筆をお願いしたものです。（著作権委員会）

1．はじめに

「著作者人格権の危機」について書くようにご依頼を受け、その際、写真コンテストの際に示される募集要項をお送りいただいた。その要項の一つを見た途端唖然としてしまった。そこでは、「著作者人格権」に限らず、「著作権」も危機にさらされていた。文化的にも先進国であるはずの日本で、このようなひどいことが今の時代に行われているとは大きな驚きであった。お送りいただいたその他の募集要項はどうかと覗いてみると、そのひどさに濃淡はあるものの、乱暴さ、無知においては同様であった。強い憤りを覚えるとともに、長年著作権制度の研究に携わり、法改正にも関わってきた者として何とも空しい思いにかられた。

気を取り直して、現に行われている応募要項を参照しつつ、若干のコメントを述べよう。

総じて、著作権制度への認識の浅さがある。そのような状況を許しているのは、募集する側と応募する側の力の差が歴然とあるからであろう。応募要項には、募集する側の上から目線が顕著に表れている。「あなたの作品が展示されます」「書籍になります」と、自らの著作物が何らかの形で世に出されることを望む意識に巧みに付け入っている。

具体的な話に入る前に、まずは、写真などの著作物の特性、著作物のクリエーター（創作者）に与えられている著作者人格権について概観しよう。

2．著作物は人格の発露

著作物は、商業目的にも利用されるものである一方、著作者の人格の発露であり分身でもある。著作物には財産価値のみならず、人格価値もある。著作物と、その創作者とを結びつける靭帯は、古くより尊重されていた。印刷等の著作物を利用する技術が開発され、普及するまでは、著作物は人格価値を表彰する旨の認識のほうが、財産価値の面よりも強かった。やがて、著作物の大量複製の技術は、著作物をビジネスとしても利用できることを知らせ、著作物の財産価値に思いを至らせるようになる。著作物の商業的利用への関心が強くなるにつれ、著作物の人格価値を尊重する思いは次第に希薄になる。近年のように、デジタル技術、ネットによる送信技術、ソーシャルメディアの普及する中では、ますます、人格価値の尊重よりもビジネスのほうに重きが移ってしまっている。

著作者は、著作者人格権と著作権を享有する。17 条 1 項

- 著作物
  - 人格価値 ⇒ 人格の発露 ⇒ 著作者人格権
  - 財産価値 ⇒ 経済的利益 ⇒ 著作権

3．著作者人格権の再確認

そのような著作物が不本意に公表されたり、著作者の氏名が削除されたり、著作物が改変される際には、著作者は毅然と対応すべきこと、今の時代でも変わりがない。わが国の著作権法は、その 18 条から 20 条において、公表権、氏名表示権、同一性保持権という、三つの著作者人格権を定めている。

生命、身体、氏名、肖像、名誉、プライバシーなどには、それぞれ生命権、身体権、自由権、名誉権、氏名権、肖像権、プライバシー権など、個別的人格権が認められているが、著作物についても、個別的人格権のひとつである著作者人格権が認められている。これらの権利は、人格

権法の体系の中に位置付けられる。

この著作者人格権も、権利者自身の人格と分離することができないという意味で、一身専属性を備えている。その「帰属」においても、「行使」においても一身専属性がある。著作者人格権は、その担い手のみに帰属し、その担い手のみによって行使される。著作権法59条は、著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない、と定めている。

著作者人格権は、著作物とその創作者の結び付きを前提とするものであるから、その靭帯を他人が安易に切り離すことはできない。著作者自身も、自らの著作者人格権を放棄することはできない。著作者はその権利を肌身から切り離すことはできない。それならば、著作者人格権の「帰属」でなく、著作者人格権の「行使」を放棄することはどうか。著作者人格権そのものは手放さないにしても、その行使を放棄することはできるのではないかと思われるかもしれないが、行使も放棄することができない。

お送りいただいた応募要項の中にも、「著作者人格権を行使しないことを前提とします。」（主催：山田養蜂場、共催：朝日学生新聞社）の文言を見る。応募要項に限らず、一般の契約に際しても、著作者人格権の不行使特約を定めることがなされるが、そのような定めは人格権の法理に反することになる。後述のように、著作者が自らの意思で同意する余地は残る。

4．著作者本人の同意が前提

応募要項の中には「著作人格権については許諾無く、無償で複製できるものとします。」（京都・梅小路フォトコンテスト運営事務局）【※1】と、意味不明の記述にも出会う。そもそも著作者人格権は許諾の対象でなく、しかし、本人の「同意」を論ずる余地はある。

他の人格価値を表彰している身体、氏名、肖像等についても、本人の同意を論ずることはできる。手術は本人の身体を傷つけることであり、氏名、肖像の商業的利用にしても、本人の同意を得て行われる。個人情報や私的生活などのプライバシーも同様である。

著作権法20条1項は「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」と定めている。この「意に反して」については主観的だと批判もされてきた。しかし、「意に反する」行為は古くより論じられてきたことであり、そもそも著作者本人の意思を尊重することは当然である。

その同意は具体的な行為についてなされなければならない。抽象的一般的に同意することは著作者人格権の不行使を特約することと変わらないことになる。具体的な場面を前提に同意することになる。その同意の効力は第三者には及ばない。債権的効力があるのみである。

募集する側は、第三者の権利を侵害しないよう、肖像本人の同意を求める一方で、応募作品については応募者の著作者人格権を無造作に扱う様はいかにも乱暴であり、手前勝手である。

5．結び

著作者人格権が軽んじられている状況を述べたが、お送りいただいた応募要項以外に他の例をも参照してみると、冒頭述べたような唖然とするものではないことが分かり、ホッとしている。お送りいただいたものは極度にひどい例であり、特異な例であるようだ。しかし、そのような特異な事例においても、名立たる企業が関係し、写真家が審査に関与している場合もあり、事の重大さを覚える。

今回は、著作者人格権の危機を述べたが、お送りいただいた応募要項には、著作権についても目を疑うようなひどいものもあった。「ご応募された作品につきましては、以降、山田養蜂場、ミツバチサミット実行委員会、パナソニック及びそれらの関連会社のWEBサイト、SNS、雑誌、新聞、番組、カタログ、ポスター、店頭販促物や写真展、イベント等で永続的に使用（掲載、展示、上映等）することに同意したものといたします。」である。

一昔前には、「入選した著作物」の著作権は募集する側に帰属する例はよく見かけたが、ここに挙げた例は、なんと「応募した作品」の利用まで支配しようとしている。仮に特異な例であるとしても、今の時代、このようなことが文明先進国家で行われていることには驚くばかりである。

かつて、パロディ事件【※2】の際に写真家の団体が敢然と著作物の無傷性を主張した情景を、今、改めて思い起こしている。芸術家の集団があのように団結して自らの権利の保護を主張した姿は壮観であった。

【※1】京都・梅小路フォトコンテストの応募要項では「著作人格権」と「者」が抜けており、権利の名称についても不正確なものとなっている。（著作権委員会）

【※2】昭和46年に写真家・白川義員氏から提訴されたマッドアマノ氏による著作者人格権の侵害事件で、別名「合成写真裁判」事件。詳しくは、会報別冊・著作権関連記事一覧をご参照ください。（出版広報委員会）

斉藤　博（さいとう・ひろし）

1965年京都大学大学院法学研究科修了、新潟大学、筑波大学、専修大学の教授、放送大学客員教授、早稲田大学非常勤講師、文化審議会委員、著作権法学会会長などを経て、現在、法学博士、新潟大学名誉教授、国際著作権法学会日本支部（ALAI Japan）会長、虎ノ門総合法律事務所・弁護士、著書は、『人格権法の研究』1979年一粒社、『著作権法［第3版］』2008年有斐閣、『著作権法概論』2014年勁草書房など。